

毎週火、金曜日発行（但休日に当たるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇訓令 鳥取県職員勤務評定規程の一部改正
- ◇告示 健康保険法の規定による保険医の登録
結核病検査等の実施
昭和三十五年四月鳥取県告示第百五十三号の
一部改正
地方臨時種畜検査の実施
- ◇公安規則 射撃場の指定に関する規則を廃止する規
則
- ◇人委規則 職務の等級の分類の基準に関する規則の
一部改正
- ◇公告 昭和三十七年度警察官（巡査）採用試験の実
施
映写技術者試験の合格者
毒物劇物取扱者試験の合格者

訓令

鳥取県訓令第八号

庁 中 一 般
甲類 附 属 機 関
地 方 機 関

鳥取県職員勤務評定規程（昭和三十年八月鳥取県訓令第二十一号）の一部を次のように改正し、昭和三十七年十月一日から施行する。

昭和三十七年九月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第三条中「及び臨時職員」を削る。

第六条中「県税事務所長、」の下に「福祉事務所長、」を加える。

別表の評定区分表中

衛生 畜産 林業 工業 蚕業 農業 試験場 試験場 試験場 試験場 試験場 試験場	中央児童相談所 職業訓練所 職業訓練所 職業訓練所 職業訓練所 職業訓練所	福祉事務所 保健所 保健所 保健所 保健所 保健所	土木出張所 土木出張所 土木出張所 土木出張所 土木出張所 土木出張所
右以外の職員	右以外の職員	右以外の職員	右以外の職員
附分室主科係所場	係所	係所	係所
設機関の長	長	長	長
主管部	主管部	主管部	主管部
長	長	長	長
所場	所場	所場	所場
長	長	長	長

土木出張所	保健所	本庁	本庁	所属機関
課係課所	課係課所	右以外の職員	右以外の職員	被評定者
員長長長	員長長長	員長長長	員長長長	員長長長
係課課所主	係課課所主	係課課所主	係課課所主	第一次評定者
長長長長	長長長長	長長長長	長長長長	長長長長
課所所主	課所所主	局課部	局課部	第二次評定者
長長長長	長長長長	長長長長	長長長長	長長長長

告示

鳥取県告示第五百四十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和三十七年九月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名 住 所 登録の記号番号 登録年月日
原田 英雄 鳥取市吉市一 鳥医第九四二号 昭和三十三年九月十三日
北島 照夫 八頭郡家町郡家六四七 鳥齒第二三〇号

衛生研究	畜産試験場	水産試験場	林業試験場	工業試験場	蚕業試験場	果樹試験場	農業試験場
右以外の職員	分室主科係	所場	主管部長	所場	主管部長	所場	主管部長
	長	長	長	長	長	長	長

に改める。

鳥取県告示第五百四十八号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて結核病、ブルセラ病検査、肝てつ検査駆除及びダニ駆除を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査駆除を受けることを命ずる。

昭和三十七年九月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、肝てつ及びピロプラズマ病予防のため
- 二 実施の区域及び場所 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 結核病並びにブルセラ病検査
牛。搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし生後六月以内のもの及び分べん前一月分べん後十日以内のものを除く
肝てつ検査、駆除並びにダニ駆除

牛。ただし生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く

- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 注射、検査及び駆除の方法

結核病検査……ツベルクリン皮内反応
ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応及び国際法
肝てつ検査……皮内注射反応及び虫卵検査法
肝てつ駆除……ピチノール製剤投与
ダニ駆除……BHC撒布

結核病、ブルセラ病検査日程

実施期日	実施区域	実施場所
十月三日	気高郡気高町	気高郡気高町
十月六日	宝木地区	奥沢見
十月十五日	青谷町	青谷町
十月十八日	中郷地区	亀尻
十月十六日	日置谷地区	奥崎
十月十七日	勝部地区	楠根
十月二十日	勝部地区	楠根
十月二十二日	青谷地区	露谷
十月二十五日	青谷地区	露谷

二十三 日 二十六 日 日置地区 河原
 二十四 日 二十七日 鹿野町 小鷲河地区 小別所 鹿野町
 肝てつ検査駆除日程

実施期日 実 施 区 域 実施場所

十月 三日 気高郡気高町宝木地区 気高郡気高町奥沢見
 " 十五日 " 青谷町中郷地区 " 青谷町亀尻
 " 十六日 " 日置谷地区 " 奥崎
 " 十七日 " 勝部地区 " 楠根
 " 二十二日 " 青谷地区 " 露谷
 " 二十三日 " 日置地区 " 河原
 " 二十四日 " 鹿野町小鷲河地区 " 鹿野町小別所

ダニ駆除日程

実施期日 実 施 区 域 実施場所
 十月 十日 気高郡青谷町中郷地区 気高郡青谷町亀尻
 " 十一日 " 日置地区 " 小畑
 " 十二日 " 鹿野町勝谷地区 " 鹿野町宮方
 " 十三日 " 気高町宝木地区 " 気高町宝木

鳥取県告示第五百四十八号

昭和三十五年四月鳥取県告示第五百十三号(解の指定について)の一部を次のように改正し、昭和三十七年十月一日から施行する。

昭和三十七年九月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「鳥取県根雨土木出張所 日野郡日野町根雨字細田三
 四一ノ一」
 東部給与事務所 鳥取市東町一丁目二二〇
 中部給与事務所 倉吉市仲之町七三七
 西部給与事務所 米子市東町九七
 「鳥取県根雨土木出張所 日野郡日野町根雨字細田三
 四一ノ一」
 改める。

鳥取県告示第五百五十号

地方臨時種畜検査を次のように実施するので、家畜改良増殖法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十六号)第二条第二項の規定により告示する。

昭和三十七年九月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第一次検査	第二次検査	検査場所	家畜の種類
十月 十八日 午前九時	十月 二十一日 午前九時	日野郡日野町	根雨家畜市場 和牛、乳牛、豚、めん羊、山羊
" 十九日 " "	" 二十二日 " "	米子市勝田町	米子 " "
" 二十日 " "	" 二十三日 " "	倉吉市八屋	倉吉 " "
" 二十一日 " "	" 二十四日 " "	東伯郡赤碓町	畜産試験場 " "
" 二十二日 " "	" 二十五日 " "	気高郡気高町	浜村家畜市場 " "
" 二十三日 午後一時	" 二十六日 午後一時	鳥取市吉方	鳥取 " "
" 二十三日 午前九時	" 二十六日 午前九時	八頭郡船岡町	船岡 " "

公安委員会規則

射撃場の指定に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

昭和三十七年九月二十八日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

鳥取県公安委員会規則第四号

射撃場の指定に関する規則を廃止する規則

射撃場の指定に関する規則(昭和三十二年六月鳥取県公安委員会規則第二号)は、廃止する。

人事委員会規則

この規則は、昭和三十七年十月一日から施行する。

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十七年九月二十八日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第三十三号

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

職務の等級の分類の基準に関する規則（昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

水産試験場				船務係長	船務係長
水産試験場					
境港魚市場					
境港水産会館					

に を

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十七年九月十五日から適用する。

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十七年九月二十八日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第三十四号

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

職務の等級の分類の基準に関する規則（昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

本 知事部局					
庁					
次 部					
長 長					
農業 監室主局課					
構造 察					
改善 員長査長長					
県専企広総経副局課					
有門面報括理監長長					
林経技調主室察補補					
営術室計室員長員佐					
久建船専農企主主監保					
松築 協業 察					
閣技 門指導 計 員					
管術 技 技 査 断					
理主 術主 術主					
者任長員任員員補長					
	タイピスト主任				
	職員事務吏員、技術吏員				
	職員事務吏員、技術吏員				
	主任				
	主任補、技師				
	補及他				
	職級に属さない				

を

口 体重及び胸囲 身長に相当する發育をしてい
ること。

ハ 視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上
(きょう正視力が一・〇以上の者は裸眼視力が
〇・一以上)であること。

ニ その他 弁色力が完全で、身体に奇形その他
の異常がないこと。

(3) 身体精密検査 胸部疾患、性病等の伝染性疾患
の有無について行ないます。

(4) 身上調査 受験資格の有無、申込書記載事項の
真否その他について行ないます。

2 日時及び場所 昭和三十七年十二月上旬に鳥取市
において行ないますが、第一次試験の合格者に通知
します。

五 最終合格者の発表
昭和三十七年十二月中旬に鳥取県庁県民室前に掲示す
るほか、鳥取県公報に登載し、合格者に通知します。

六 合格から採用まで

1 合格者は、採用候補者名簿に登載されたうえ、警
察本部長の請求に応じて成績順に提示され、そのう
ちから採用者が決定されます。

2 採用後は、鳥取県巡査に任命され、巡査見習生と
して鳥取県警察学校に入校(昭和三十八年四月の予
定)し、一年間初任教養を受けたのち、巡査として
の勤務に従事します。

3 給与は、巡査に任命され、巡査見習生として警察
学校に入校すると、原則として給料月額一〇、八〇
〇円を支給され、その後、毎年一回定期に昇給しま
す。そのほか手当として、扶養手当、期末手当、勤
勉手当等が支給され、制服その他必要な被服も支給
されます。

4 採用後は、だれでも実力次第で管区警察学校又は
警察大学校に入校して、幹部としての教養を受ける
機会を与えられ、上級の警察官へ昇進する道が開か
れています。

七 受験手続及び受付期間

1 申込み用紙の請求

申込み用紙は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県警
察本部警務課又は鳥取県内の各警察署に請求してく
ださい。郵便による場合は、あて先を明記して、十
円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。
切手のないものは、送付しません。

2 申込み方法

申込み用紙に必要な事項を記入し、鳥取県人事委員
会事務局に提出して受験票を受け取ってください。
郵便による場合は、受験票の郵便はがき欄に住所及
び氏名を記入し、五円切手をはってください。切手
のないものは、受験票を送付しません。

3 受付期間

昭和三十七年十月十五日(月)から昭和三十七年十
月三十一日(水)午後五時まで。郵送の場合は、昭
和三十七年十月三十一日(水)午後五時までの着信
に限りです。

八 その他

この試験の詳細については、鳥取県人事委員会事務局、
鳥取県警察本部警務課又は鳥取県内のもよりの警察署、
駐在所又は派出所に照会してください。郵便による場
合は、あて先を明記して、十円切手をはった返信用封
筒を同封してください。

消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第十四条第
三項の規定による映写技術者試験の合格者は、次のとお
りである。

昭和三十七年九月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

受検番号 氏 名 受検番号 氏 名

一 小林 利一 四 竹内 一成

五 加賀田正吉 六 清水 幸夫

七 伊藤 政美 八 田中 直己

九 三好 忠夫 十 高砂 芳文

十一 浜本 秀雄 十二 山内 嘉昭

毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)

第八条第一項第三号の規定による昭和三十七年九月十二日施行の毒物劇物取扱者試験の合格者は、次のとおりである。

昭和三十七年九月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

(一般)

受験番号 氏 名 受験番号 氏 名

一 土井 英教 三 山田 清子

六 平井 玲子

(農薬用)

受験番号 氏 名 受験番号 氏 名

二 中山 文夫 三 中山 藤一

四 谷口 斉 五 青木 充宏

一 小林 忠義 一三 柳川 覚

一五 八幡 隆康 一九 長戸 信勝

二二 山田 丈一 二三 西尾幸一郎

二四 安田 孝雄 二五 水本 朗

二六 竹内 康紀 二七 盛本 旭

三一	木山 俊輝	三四	河野 繁行
三五	井勢 勝利	三六	松田江美子
三七	野口 省三	三八	中本 一介
四〇	森本 睦男	四一	伊藤 徳治
四二	池本 嗣男	四四	倉本鴻之助
四六	岩本 太郎	五〇	石橋 佑資
五三	松井 良孝	五四	盛山 一男
五六	金川 有憲	五八	深田 昇
五九	竹中 満	六一	中原 守
六三	松田 昭	六四	遠藤 晏輝
六七	橋谷 仁志	六九	中島 良彦
七〇	前田 香枝	七一	足森 好子
七二	香田 昭一	七三	西川 修
七九	野田 祐亨	八〇	田中 尚之
八二	徳本 幸男	八三	太田 泰正
八四	井本 純一	八五	奥田 実
八六	西村 隆久	八七	羽津川省吾
八八	宮島 君美	九一	辻 明玄

昭和四年四月廿五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目

印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町印刷所

定価 一月毎二五〇円(配達料共)